

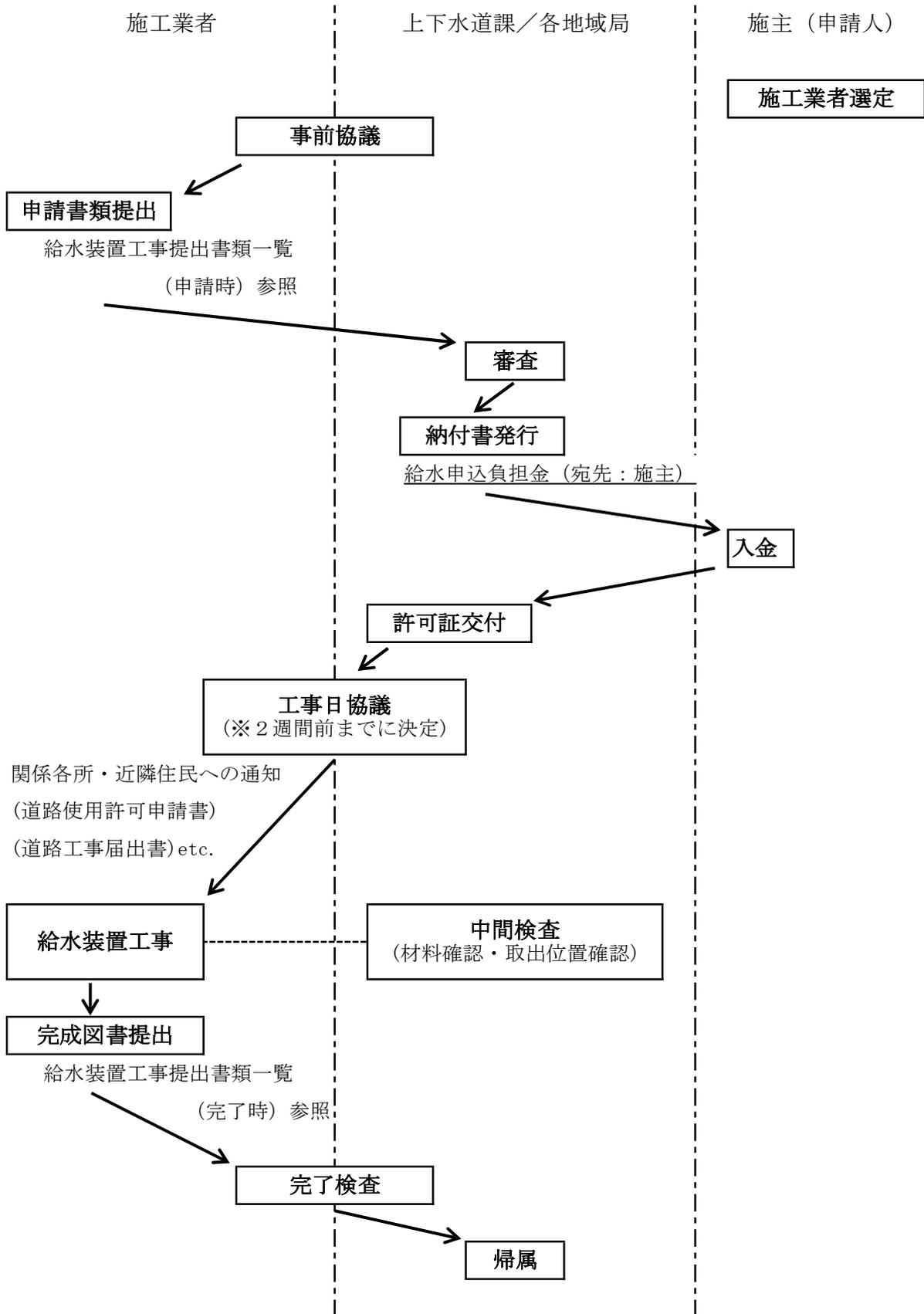
令和 7 年 度
高梁市給水装置工事・修繕業務
要 領 書
(給水装置工事抜粋)

高梁市土木部上下水道課
(令和 7 年 5 月改定)

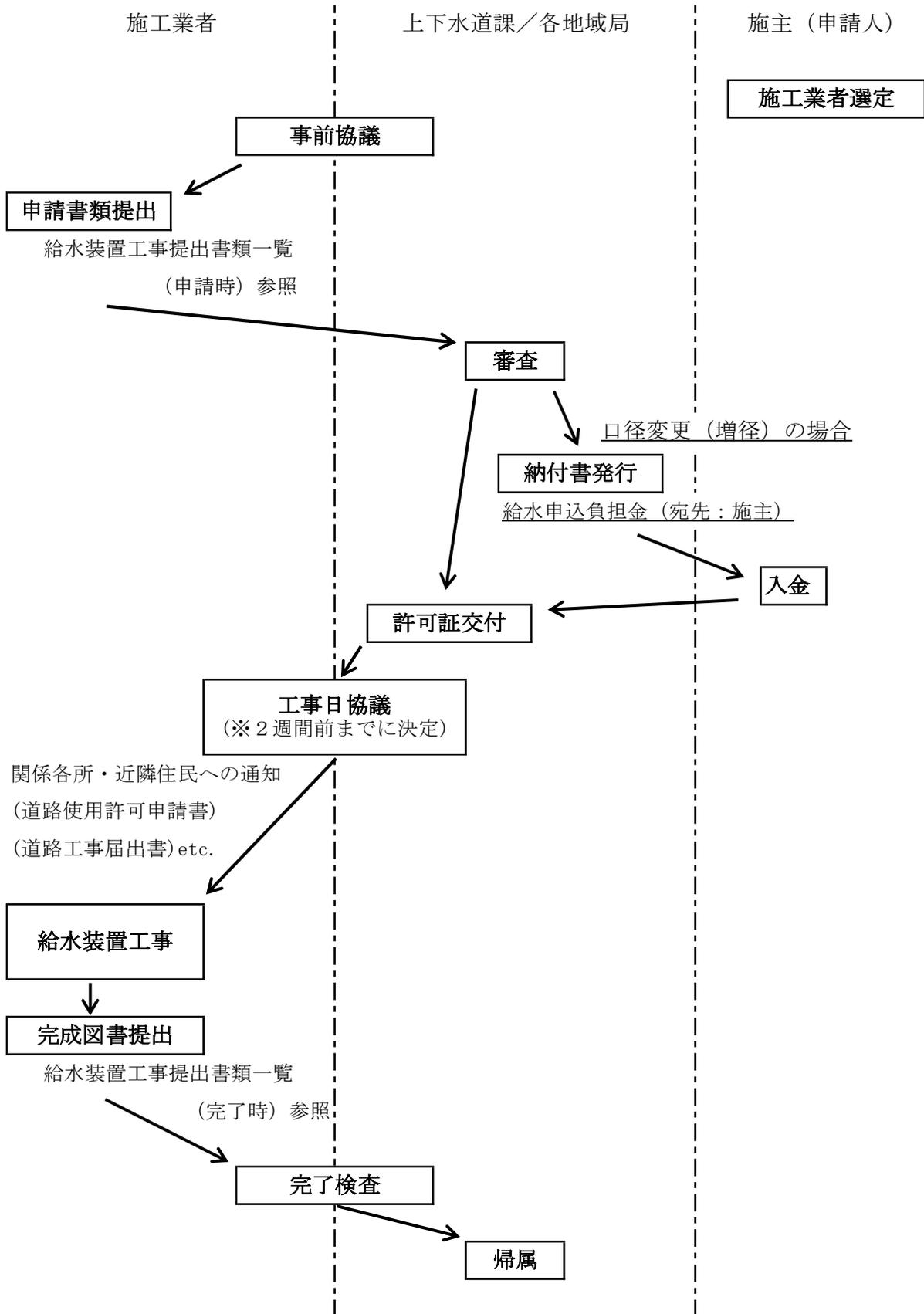
令和 7 年 5 月 1 日運用

給 水 装 置 工 事 関 係

【給水装置新設工事の流れ】



【給水装置変更・移転・撤去工事の流れ】



* 高梁市給水装置工事 注意事項 *

1. 量水器の支給は原則、許可書交付後とする。
2. 本管部から取出を行う際には、市担当者の立会を受けること。
3. 取出口の位置は他の取出口および役物から原則1 m以上離すこと。
4. 取出最小口径は20 mmとする。
5. φ75以上の取出は、丁字管によるものとする。
6. サドル分水栓には、保護のための防食フィルム等を必ず取り付けること。
7. ダクタイル鑄鉄管から取出を行う場合は、穿孔後に密着コアを挿入すること。
8. 給水装置を撤去する場合は原則、配水管からの分岐直後で止水し、撤去すること。
9. 取出位置から量水器設置まで20 mを超える場合は、1次止水栓を取出分岐後に設置すること。
10. 配管布設完了後、水圧試験を1MPa・10分間で実施し、漏れがないことを確認すること。
ただし、流末変更のみの場合は不要。
11. 帰属前に量水器設置箇所で静水圧を測定し、完了報告書に記録すること。
12. 量水器は、点検が容易にでき、常に乾燥していて損傷のおそれのない場所で、給水栓より低位に水平に設置すること。
13. 同一場所に複数の量水器を設置する場合は、ボックス蓋裏に部屋番号等を表示すること。
14. 量水器直後には宅内管理用のバルブを取り付けること。
15. 給水管を2階以上または地階に配管するときは、各階ごとに止水栓を設けること。
16. 断水を伴う場合は、事前協議を必ず行うこと。
17. 交通規制を伴う場合は、施工業者から関係機関（警察、消防、道路管理者等）へ各種申請を行い、施工前に近隣住民に通知すること。
18. 舗装構成については、道路管理者と協議をすること。
19. 使用開始日の3営業日前までに開栓の手続きを行うこと。
20. 給水工事完了後2年以内に故障が生じたときは、無償でこれを修理すること。
ただし、その故障が不可抗力または、給水装置の使用者もしくは所有者の故意または過失によるものである場合にはこの限りでない。

[口径別給水申込負担金] (税込)

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm
金額	¥44,000	¥88,000	¥143,000	¥220,000	¥363,000	¥660,000	¥1,320,000	¥2,310,000

[給水装置工事提出書類一覧]

申請時

番号	書類	部数	内容	様式
1	給水装置申請書	1		所定の様式
2	位置図	1		任意
3	設計図面	1	平面図、配管詳細図、標準断面図	任意
4	使用材料一覧表	1	製造会社・工場を明記のこと	任意
5	所有者変更届出書	1	必要に応じて（土地の売買後に工事する場合）	所定の様式
6	給水廃止届出書	1	必要に応じて（給水装置を撤去する場合）	所定の様式
7	その他必要書類		担当者と打合せの上、必要に応じて	

完了時

番号	書類	部数	内容	様式
1	給水装置工事完了報告書	1	確認欄等に確認状況を記入のこと	所定の様式
2	完成写真	※ ¹	着工前・完成後を比較できるように編集すること。 (流末変更の場合は不要)	任意
3	竣工図面	※ ¹	平面図、配管詳細図、標準断面図（流末変更の場合は不要）	任意
4	工事写真帳	※ ¹	※ ² （流末変更の場合は不要）	任意
5	給水開始申請書	1	撤去の場合は不要	所定の様式
6	その他必要書類		担当者と打合せの上、必要に応じて	

※¹. 完成図書は給水装置申請書1枚につき1部提出すること。

※². 工事写真帳は、工事が適正に施工されたことを証明するものであり、工事完成後の不可視部分についての立証資料となるものであるため、以下の事項に留意して撮影すること。

①状況写真は、施工の位置及び状況が容易に確認できるように建物、構造物、特定の地形等の固定されたものを背景に入れて撮影すること。遠景から撮影し、配管ルートが確認できるように撮影すること。

②完成写真は、着工前写真と対照できるように同一箇所から同一方向から撮影すること。

③被写体の形状・寸法が特定できるように、必ず寸法を示す器具（箱尺又はリボンテープ等）を入れて撮影すること。

④撮影時には小黒板の文字が判読できるように被写体と共に写し込むこと。

⑤小黒板には工事名、工種等、測点（位置）、設計寸法、実測寸法、略図を記載すること。

[給水方式]

直圧式	<ul style="list-style-type: none"> 配水管の水圧が十分で、いずれの場所においても常時円滑に給水できるとき 断水または減水の場合、使用に支障のおそれのないとき
受水槽式	<ul style="list-style-type: none"> 配水管の水圧が不十分で、常時円滑に給水できないとき 給水管の口径に比して著しく多量の水を一時に使用するとき 断水または減水の場合、使用に支障のおそれのあるとき

[材料指定]

種 別	寸法・規格	摘 要	工 種
サドル分水栓	—	一体型	取出
PP用継手	—	インコア内蔵型 (ポリフィッター等のワンタッチタイプは不可)	継手
甲型止水栓	φ13～φ25	協会型	1次止水
スリースバルブ	φ25～φ40	埋設用	
ソフトシール仕切弁	φ50以上		
直結止水栓	—	ボール副弁伸縮止水栓Tハンドル 【高梁・成羽・川上・備中】	2次止水
		マルチ止水栓【有漢】	
量水器ボックス	—	原則 硬質プラスチック製 (底付・青色・市章入)	ボックス類
止水栓ボックス	12インチ	黒色 (H=300)	
仕切弁ボックス	—	口径・水流方向指示入 (市章入)	

[給水管の種類および使用区分]

名 称	使用区分
ダクタイル鋳鉄管 (DCIP)	口径φ75以上
水道配水用ポリエチレン管 (HPPE)	口径φ50以上
水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-VB/VD)	全口径 (露出配管等)
水道用ポリエチレン二層管 (PP)	口径φ50以下
水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管 (HIVP)	全口径

[給水管の口径及び取り決め]

口 径	引込標準距離 [m]	分岐数の限度	
		φ13	φ20
φ13	30	—	—
φ20	50	3	—
φ25	80	6	2
φ30	150	11	5
φ40	190	16	6
φ50	300	30	10
φ75	—	—	—
φ100	—	—	—

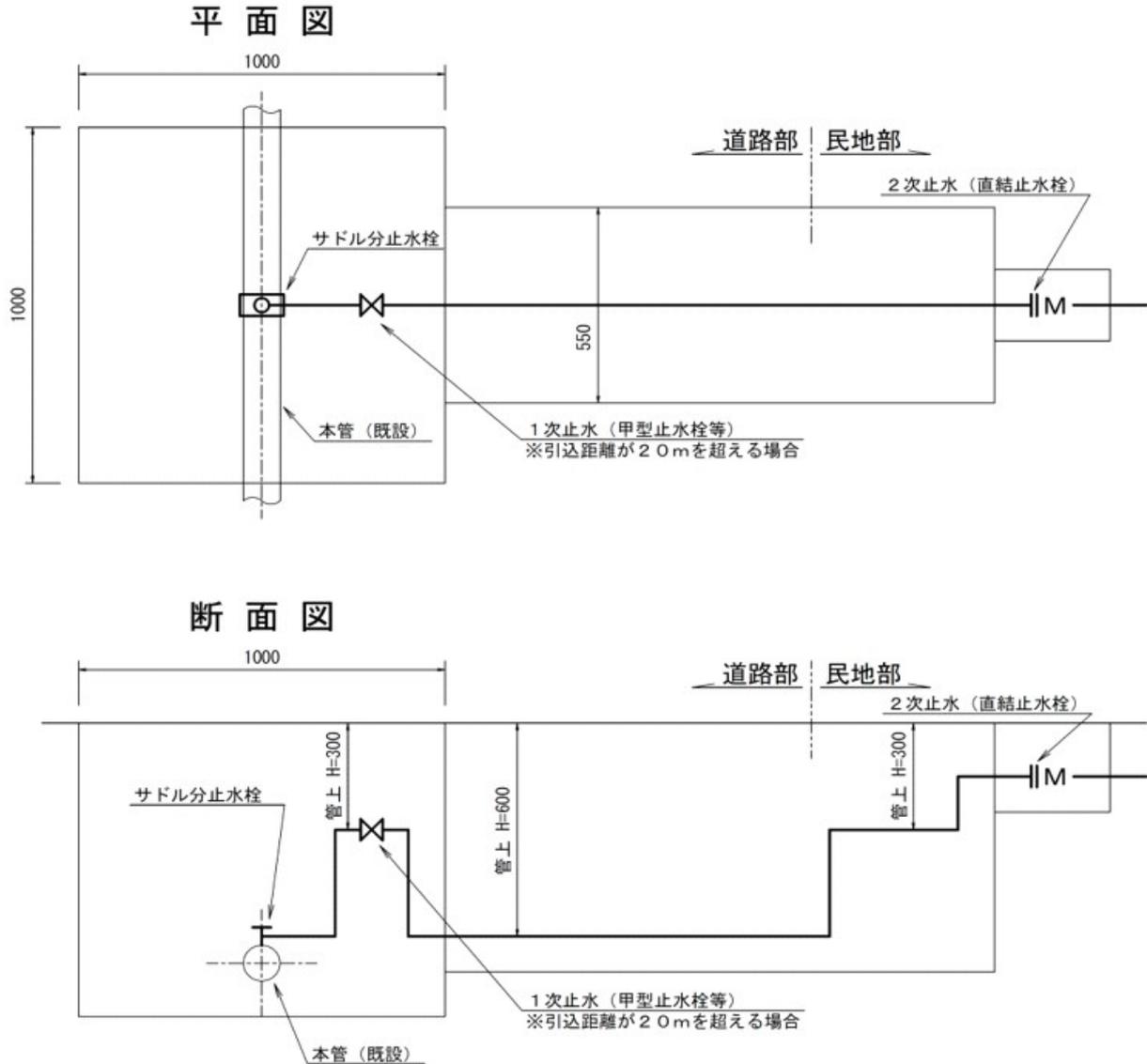
※給水管取出位置から量水器ボックス設置箇所までの分岐数とする

[埋設深度]

国道・県道・市道	管上 60 cm以上
私道	管上 45 cm以上
赤線等（車両通行無）・宅地内	管上 30 cm以上

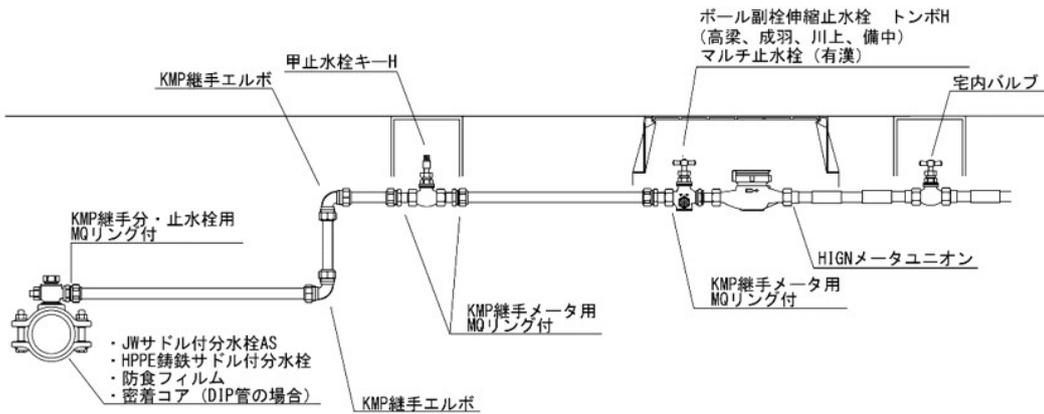
※舗装構成については、道路管理者と協議すること

[取出工事標準図]



[取出標準配管例 (φ20・25)]

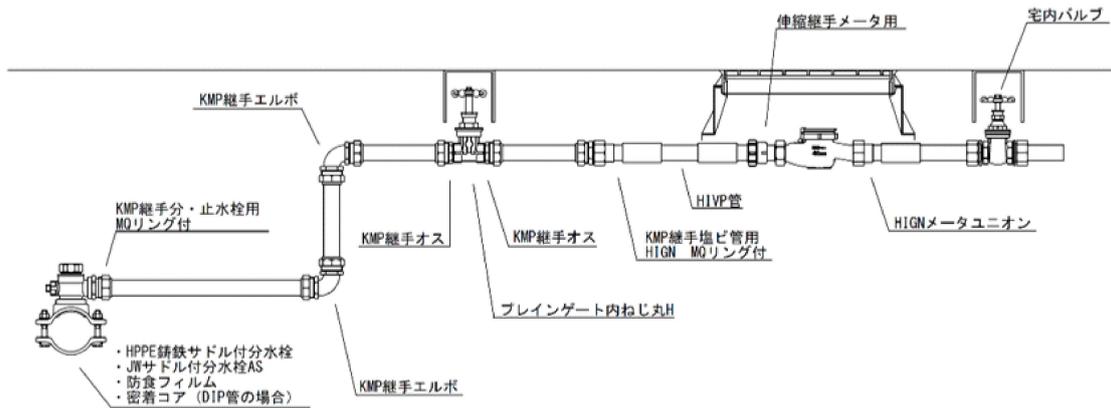
給水管 PE 1種二層管



※水道メータφ13の場合はメータ止水栓の1次側継手でφ20からφ13へ落とすこと。
 ※引込距離が20mを超える場合は1次止水栓（甲止水栓）を設置すること。

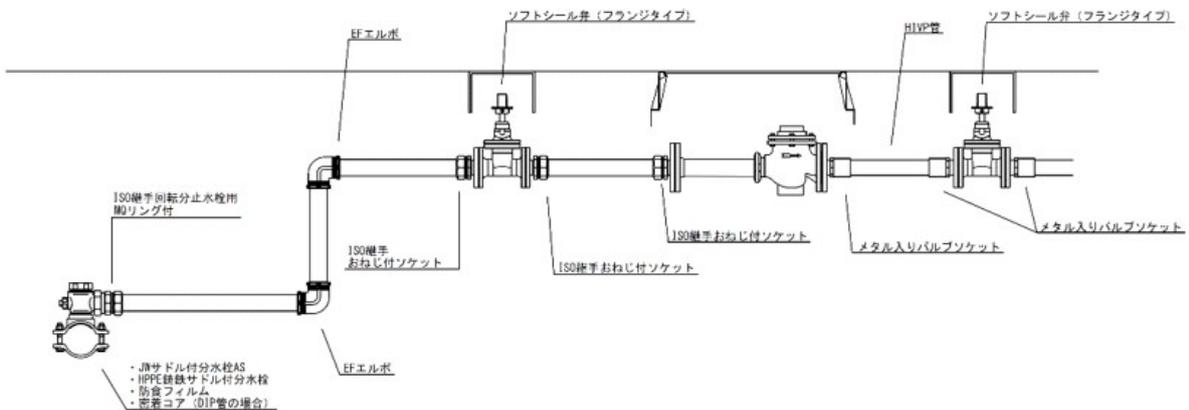
[取出標準配管例 (φ40)]

給水管 PE 1種二層管

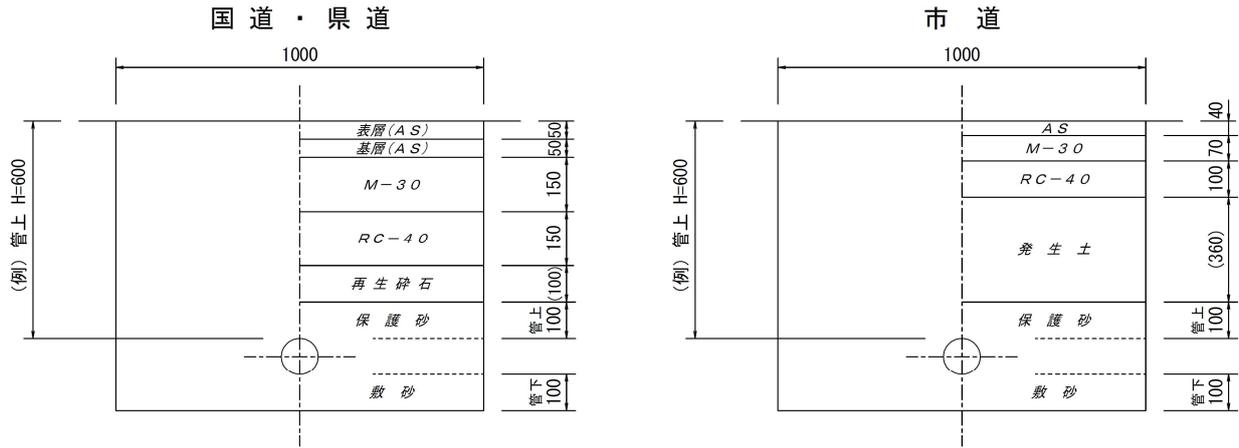


[取出標準配管例 (φ50～)]

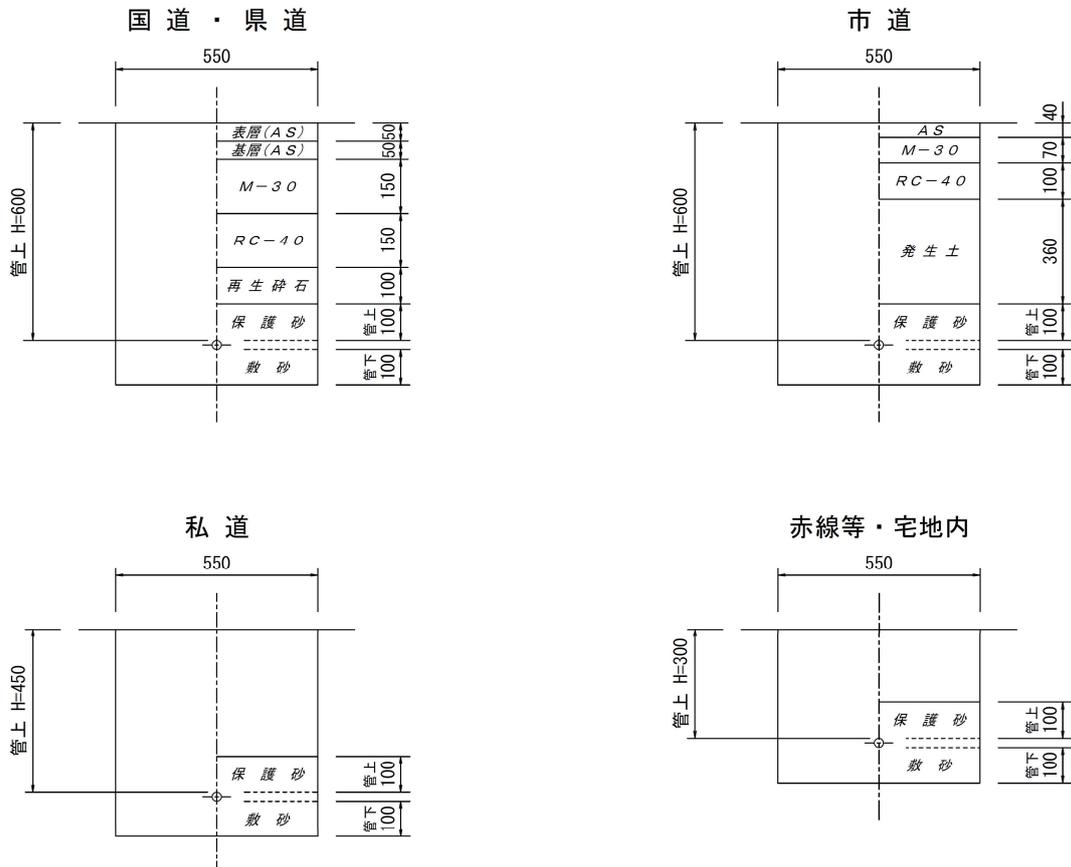
給水管 HPPE管



[取出部標準断面図]



[布設標準断面図]



様式第1号 (第3条、第6条関係)

台帳番号	課号	課長	課長代理	課長補佐	主任	幹係	係長	係		
許可	年月日									
	年									
	年									
	日									
	号									
給水装置申請書										
令和 年 月 日										
高梁市長 様										
申請人 住所 氏名 ※ (所有者) 住所 氏名 ※ 代理人 住所 氏名 ※ 指定給水装置 工事事業者 ※										
次のとおり給水装置を(新設・口径変更・流末変更・移転・撤去)したいので、高梁市給水条例第7条の規定により申請します。										
申込	給水装置の口径	口径	m/m	既設給水管の口径	口径	m/m				
(町内会)										
高梁市給水条例施工規則第3条の規定により利害を有する者として連署により承諾します。										
土地所有者	住所	氏名	※	給水管布設土地所有者					住所 氏名 ※	
家屋所有者	住所	氏名	※	給水管布設土地所有者					住所 氏名 ※	
水量	取付	年月日	申込	負担金	円	受託給水工事費			取出配水管口径	m/m
	口径	m/m				給水工事費			取出給水管口径	m/m
	種別					砂利舗装			砂舗	円
	量水器番号					クランチャーラン入替			有無	円
	製造番号	年	月				計			円
検定						計			円	
所有者移動事項	①	年月日	②	年月日	③	年月日	④	年月日	受付印	
特記事項										

添付書類：設計書、設計図及び材料目録

※本人(代表者)の自署による署名又は記名押印をしてください。

給 水 装 置 工 事 完 了 報 告 書

令和 年 月 日

高梁市長 様

指定給水装置工事事業者

住所

氏名

(印)

令和 年 月 日付け施行許可番号 　　　　　　　　　 で許可されました給水装置工事が完了しましたので報告します。

なお、給水装置の構造・材質等の確認結果および水圧検査の報告は次のとおりです。

配 水 区		申 請 者 氏 名	
設 置 場 所		着 手 年 月 日	令和 年 月 日
工 事 種 別		完 了 年 月 日	令和 年 月 日

検 査 項 目		確 認	検 査
1. 申請書との整合	○管の種類・口径・布設延長	竣工図のとおり	
	○管の埋設位置・深さ	竣工図のとおり	
	○使用材料	竣工図のとおり	
	○量水器・取出分岐・止水栓（仕切弁）の位置	竣工図のとおり	
2. 止水栓	○操作に支障がない		
	○設置位置が適正であるか		
3. 量水器	○逆付・片寄りが無く、水平に取りついているか		
	○検針・取替に支障がないか		
	○設置位置が適正であるか		
4. 配管及び接合	○凍結・防食等の処置をしているか		
	○クロスコネクション（誤接合）がないか		
5. 路面復旧	○路面に凹凸がないか		
	○路面表示の復旧をしているか		
6. 水圧	○水圧試験（1MPa/10分）を実施しているか		
	○静水圧	MP a / 令和 年 月 日測定	

確 認 者	給水装置工事主任技術者 氏名	(印)
-------	----------------	-----

検 査 結 果	合格	不合格
(指示事項または処置)		

検 査 年 月 日

令和 年 月 日

検査員氏名

(印)

【問い合わせ先】

〒716-8501

高梁市松原通2043番地

高梁市土木部上下水道課

FAX : 0866-22-9460

MAIL : jyogesui@city.takahashi.lg.jp

(給水装置関係・修繕業務関係)

上水道工務係 TEL : 0866-21-0243

(料金関係、減免関係)

上水道業務係 TEL : 0866-21-0242